

弁護士会照会制度

活用のポイント

第7回 審査の現状とお知らせ

調査室

1 審査の現状とお願い

(1) 照会申出書は、東弁の調査室嘱託弁護士のうち、7名が当番制で審査しています。

また、審査は原則として午前中から昼過ぎの時間帯に行っておりますので、この時間帯以外に審査に関しご連絡をいただいた場合は、会員課の照会審査担当職員等にご伝言いただくこととなりますが、ご伝言の内容によっては、正確に伝達することが難しいこともあります。

引き継ぎには万全を期しておりますが、こうした事情から既にご説明いただいた内容を別の嘱託が重ねておうかがいする場合も生じますこと、ご理解をお願いいたします。

(2) 照会申出書は、東弁の会員課の弁護士会照会請求窓口で持参・郵送で受け付けられると、原則として、翌日午前中の審査に回されます。そして、その日のうちに審査を終え、できる限り、審査当日中に照会先に発送するよう、努めています。

なお、従前は、2007年9月発行の「弁護士会照会制度 [第3版]」に「緊急に回答が欲しい場合には、照会申出弁護士が弁護士会の照会書を直接照会先に持参して回答をもらうこともできます（持参依頼手続き）。」とあるように、こうした申し出にもできるだけ対応していました。

しかし現在ではこのようなご希望はお受けしておりません。前掲書にも「ただし、希望に添えない場合もありますのでご了承ください。」と記載されていますが、こちらが現在の運用になっています。

(3) なお、審査の結果、申出書の差し替えをお願いする場合があります。

この場合、訂正箇所のあるページのみではなく、全面的に作り直していただき必要部数をご用意していただくことと事務手続きがスムーズですが、訂正箇所の

あるページのみ必要部数をご用意いただいたうえで、申出会員事務所のほうで該当ページを差し替えていただくことでも対応できます。東弁事務局職員において該当ページの差し替え作業をお受けすることはできませんが、ご了承ください。

(4) 本連載初回でも触れましたが、弁護士会照会は、照会先にとって突然舞い込んだ予定外の仕事であることや、同制度に慣れていない照会先も少なくないことから、誤解や行き違いによって制度の運用に支障が生じないように、照会先との間で費用その他事前の確認や調整が必要な事例については、ご留意をお願いいたします。

2 東弁ホームページ会員専用ページと「弁護士会照会制度」第4版発行のお知らせ

(1) 前述のとおり、「弁護士会照会制度 [第3版]」の発行から4年以上が経過しました。この間、照会先の対応や必要添付書類、特定の照会先独自の書式等、各種の変更が生じています。

これらの変更点については、東弁ホームページの会員専用ページの弁護士会照会のコーナーに随時掲載してまいりますので、こちらをぜひ活用していただき、適宜確認していただきたいと思えます。

東弁トップ→会員ページ→書式(右上のタブ)→弁護士会照会(左側一覧)で、最短でアクセスできます。

(2) こうした変更点のほか、新たな判例や照会制度の現状を盛り込んだ「弁護士会照会制度」第4版の発行に向けて、審査担当嘱託及び担当職員がただいま準備中です。

今回は、CD-ROMを付録とし、より利便性の高いものを目指しました。最新情報の反映されているホームページと併せてご活用ください。